

栗山町若者移住促進事業

中古住宅リフォーム助成事業 Q & A

No.	内 容
助成対象者について	
1	Q : 町外に住んでいましたが、町内の中古住宅を購入し、居住を開始しました(栗山町に住民登録)。その後、半年後にリフォーム工事を行いました。助成対象になりますか？ A : 本事業は移住促進を目的に、移住される方への住宅リフォーム助成事業でありますので、移住をされる前にリフォーム工事を完了し転入をされるか、又は転入後1年以内にリフォーム工事が完了することが要件となります。 転入してから半年後にリフォーム工事が完了しているのであれば、助成対象となります。
2	Q : 町外に住んでいる息子家族が戻ってくることになったので、今の住宅を増築しようと思います。増築費用は助成の対象となりますか？ A : 本事業は移住される方が中古住宅を取得し、リフォーム工事をした場合に助成対象とするものでありますので、対象にはなりません。 ただし、息子さんが2世帯住宅(増築部分にトイレ・風呂・キッチン・玄関があって、独立して生活ができる場合)として増築工事を行い、増築部分を息子さん名義で登記した場合で、他の要件を満たすときは、住宅取得費用助成事業の対象として、助成を受けられます。
3	Q : 町内の中古住宅を購入し、リフォームをしようと思いますが、私は町外に居住し、家族だけが居住する場合は助成の対象となりますか？ A : 本事業は、移住される方が自ら居住するために中古住宅を取得し、リフォームした場合に対象となるものでありますので、住宅を取得しリフォームされた方が居住されないと対象とはなりません。ただし、住宅を取得後1年以内に居住される場合は対象となります。
4	Q : 町内にある親の住宅を相続したので、移住しようと思います。その際、リフォームをしようと思いますが、助成の対象となりますか？ A : あなたが住宅を取得し、要件を満たすリフォーム工事を行い移住されるのであれば対象となります。
5	Q : 助成対象者の要件である年齢40歳未満や中学生以下の子と同居というのは、いつの時点が基準になりますか？ A : <u>年齢については</u>リフォームした住宅に居住した日、つまり住民登録をされた日(転入日)において判断し、<u>中学生以下の子と同居については申請時において判断</u>します。

No.	内 容
助成対象住宅について	
6	Q : 賃貸住宅や借家は対象となりますか？
	A : 町外に居住されている方が中古住宅を取得し、リフォーム工事を行って、町内に居住される場合に対象となる事業でありますので、ご自分の住宅以外は対象なりません。
7	Q : 併用住宅を取得し、リフォームした場合も対象となりますか？
	A : 併用住宅の場合は、居住用の部分のリフォーム工事のみが対象となりますので、工事費の明細などで対象工事費を明らかにしなければなりません。 屋根の工事など、居住用の部分とその他の部分と分けられない場合は、床面積で按分するなどして対象工事費を算出する必要があります。
助成対象工事について	
8	Q : 自分で材料を買ってきて工事をした場合は対象となりますか？
	A : 対象にはなりません。町内事業者と請負契約を締結するリフォーム工事が対象です。
9	Q : リフォーム工事を行う事業者について教えてください。
	A : 助成の対象となる工事は町内に事業所のある建設業の登録をされた業者が行う工事でなければなりません。
10	Q : 家電の購入や設置も対象になりますか？
	A : 家電の購入と取付に際して工事を伴わない設置については対象なりません。
助成金の返還について	
11	Q : 助成を受けた住宅に居住しなくなった場合は返還になりますか？
	A : 転入日から5年以内に助成対象住宅に助成対象者が居住しなくなった場合は、助成金を返還してもらいます。ただし、助成対象者本人が死亡など町長がやむを得ないと認めた場合は返還を免除される場合があります。 また、同じく転入日から5年以内に助成対象住宅を取り壊したり、他の者へ譲渡したり、他の者へ貸し付けたときも返還の対象となります。

No.	内 容
申請手続き等について	
12	Q : 申請時期について教えてください。
	A : 助成金の交付申請をする時期は、中古住宅を取得し、リフォーム工事の請負契約を締結した後、工事着手前に申請してください。 なお、工事完了が交付申請と同一年度でなければ申請はできません。
13	Q : 町が実施する他の補助事業と併用することは可能ですか？
	A : 可能です。ただし、他の補助金対象の費用と重複をすることはできません。
14	Q : この助成金に税金はかかりますか？
	A : 助成金は一時所得であり、税の申告が必要となる場合があります。